

平成 21 年 4 月 20 日

各務原市長 森 真 様  
健康福祉部長 五藤 龍彦様

各務原市介護保険サービス事業者協議会  
居宅介護支援事業部会  
会長 稲垣 光晴

### 独居高齢者の証明について

平素は当部会に対してのご理解と、居宅介護支援事業所およびケアマネージャーに対しての格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 21 年度の介護報酬の改定により、居宅介護支援の報酬において独居高齢者に対する報酬の加算が創設されました。ついては、この報酬加算において居宅介護支援事業者は独居であることを確認した証として、当該独居高齢者の住民票の写しを保管することになっています。

しかしながら、独居高齢者が自分自身で住民票の写しを得ることは困難です。このため、居宅介護支援事業者が、その業務を行う一環として、次の通り住民票の交付申請を行いたいので、ご配慮願います。

① 居宅支援事業者が窓口で、住民票の交付請求を行います。

その際、当該独居高齢者との居宅支援事業者とのケアマネジメント契約書の写しと、個人情報保護に関する同意書の写しを添付します。

② 住民票は世帯全員で請求します。

③ 費用は居宅支援事業者の負担とし、窓口で支払います。領収書の交付をお願いします。

\*なお、ご承認いただいた場合は、市内の居宅介護支援事業者に周知願います。

\*関係資料は、別添と致しました。

連絡先 稲垣光晴 090-1626-7032

以 上